

宮崎県スポーツ少年団処分審査会規程

(総則)

第1条 スポーツ少年団登録者処分基準第10条の規定に基づいて、宮崎県スポーツ少年団処分審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

(審議事項)

第2条 この審査会は、宮崎県スポーツ少年団において登録者の処分を行わなければならない事案が発生した場合の処分に係わる事項を審議する。

(審査会委員)

第3条 審査会は、次の審査会委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長

第4条 審査委員会の委員長は、本部長がこれに当たる。

2 委員は本部長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日から開始し、宮崎県スポーツ少年団役員の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(審査会)

第6条 審査会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 審査会の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員のうち過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(規程の変更)

第7条 この規程は、常任委員会の決議により変更することができる。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。